

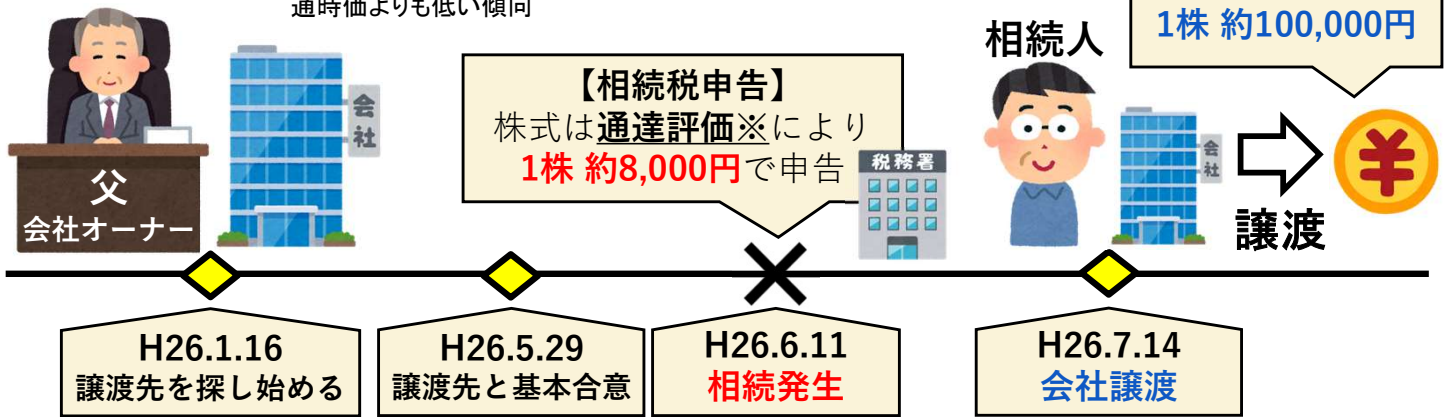
相続発生後のM&Aにより株式評価額が問題に

相続発生後のM&A（会社の譲渡）により、株式評価が問題となったようです。（東京地裁判決 令和6年1月18日）
 以前相続発生後の不動産譲渡における時価を契機とし、R6.1よりタワマン節税の改正が行われました。本判決では同様に、**相続発生後のM&Aについて、国が相続時に遡って株式評価の是正を求めたもの**となります。どのような結論を得たのでしょうか。以下に概要を記載させていただきます。



事案の概要

※**通達評価**: 相続税は原則全て時価評価。但し、全国で時価にばらつきが生じないよう税務署が定めている評価方法がいわゆる通達評価となる。不満が生じにくいようにしているのか、通達評価で算定される評価額は流通時価よりも低い傾向



主張と判決

- ・ **納税者** 通達評価の画一的な適用が税の公平を実現させる(納税額 約1.6億を主張)
- ・ **税務署** 通達評価と時価の乖離から株式へ時価を適用すべき(納税額 約5.3億を主張)

◆裁判所の判断

税務署の主張は認められない。納税者側に**租税回避を目的とした行為は認められず**、生前、譲渡金額に一定の合意があったことをもって通達評価を否定すべきではない（**納税者側勝訴**）

本判決は納税者が勝訴となりました。但し、本事案はR2に国税不服審判所で既に争われており、その際は納税者が敗訴しております。既に税務署側は控訴しており今後の同行が注目されますが、タワマン節税のように相続直前に不動産を購入して評価を下げ、相続直後に不動産を売却するような行為ではないため、本判決に一定の妥当性はあるのではないかと思います。尚、**もし仮に法人が不動産を購入して株式評価を下げ、次世代に株式を相続や贈与後にM&Aを行っていたのであれば本判決の結論はどうなっていたでしょうか。**法人への不動産提案では注意したいですね。



先日、友人夫婦とバーベキューへ行ってきました！
 淀川公園の西中島地区でしたが、当日は天気も良くてすごい人です。団体で来られている方も多く、賑やかな一日となりました。
 天気は良いのですが川沿いだからなのか風もかなり吹いており、コップやお皿も勢いよく飛んでいきます。飛んだ皿から漏れたタレがお気に入りの鞆に思いっきり掛かりましたが、何も言わずそっと拭き取り平然を装いました、、、笑